

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認香川地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 10 件

厚生年金関係 10 件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 7 件

国民年金関係 1 件

厚生年金関係 6 件

第1 委員会の結論

申立人のA社（現在は、B社）C工場における厚生年金保険被保険者の資格取得日は昭和53年8月21日、資格喪失日は54年12月21日であると認められることから、申立人に係る厚生年金保険被保険者資格の取得日及び喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間に係る標準報酬月額については、昭和53年8月から54年7月までの期間は14万2,000円、同年8月から同年11月までの期間は20万円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 28 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 53 年 8 月 21 日から 54 年 12 月 21 日まで

私は、昭和 44 年 9 月 3 日にA社に入社して以降、途中で転勤はあったが、現在まで継続して勤務している。申立期間当時は同社C工場に勤務していたが、年金加入記録を確認したところ、当該期間の記録が欠落しているので、調べてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の雇用保険の被保険者記録及びB社から提出された申立人に係る人事台帳により、申立人は、昭和 44 年 9 月から平成 22 年 6 月現在（申立時）まで、同社において継続して勤務していたことが認められる。

一方、A社C工場に係る厚生年金保険被保険者名簿において、申立人と生年月日が一部相違するものの、氏名が一致する被保険者記録（資格取得日は昭和 53 年 8 月 21 日、資格喪失日は 54 年 12 月 21 日）が確認できる。

また、B社から提出されたA社C工場に係る「被保険者台帳綴」を見ると、申立人について、上記被保険者名簿と同一の整理番号で昭和 53 年 8 月 21 日から 54 年 12 月 21 日までの期間、被保険者資格を有している旨の記載が確認できる。

これらを総合的に判断すると、事業主は、申立人が昭和 53 年 8 月 21 日に厚生年金保険被保険者資格を取得し、54 年 12 月 21 日に資格を喪失した旨の届

出を社会保険事務所（当時）に対して行ったことが認められる。

なお、申立期間の標準報酬月額については、上記のA社C工場に係る厚生年金保険被保険者名簿の記録から、昭和53年8月から54年7月までの期間は14万2,000円、同年8月から同年11月までの期間は20万円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）C支店における資格取得日に係る記録を昭和35年4月26日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を1万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和35年4月26日から同年5月2日まで

私は、昭和26年6月1日にA社に入社し、平成元年3月31日に退職するまで、継続して勤務していた。

しかし、A社本店より同社C支店に転勤した申立期間の厚生年金保険記録が1か月欠落しているので調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

B社から提出された申立人に係る「経歴カード」及び雇用保険の被保険者記録から判断すると、申立人がA社に継続して勤務し（昭和35年4月25日に同社本店から同社C支店に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社C支店における昭和35年5月の社会保険事務所（当時）の記録から、1万8,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明と回答しており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いこ

とから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、平成17年12月9日及び18年2月28日に支給された賞与において、それぞれ標準賞与額6万2,000円及び3万7,000円に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該標準賞与額に係る記録について、17年12月9日は6万2,000円、18年2月28日は3万7,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和58年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成17年12月9日
② 平成18年2月28日

私は、A社（現在は、B社）において、契約社員として勤務していた平成17年12月と18年2月に賞与が支給され、当該賞与から厚生年金保険料も控除されていたにもかかわらず、ねんきん定期便に当該賞与の記録が無いことに納得できないので訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

B社から提出された賃金台帳、申立人から提出された平成17年12月分賞与支払明細書及び18年2月分臨時給与支払明細書により、申立人は、17年12月9日に賞与として6万3,000円が、18年2月28日に臨時給与として3万7,800円が支給され、当該賞与及び臨時給与から厚生年金保険料が控除されていることが認められる。

一方、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険料給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに基づく標準賞与額の範囲内であり、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の平成17年12月の賞与及び18年2月の臨時給与に係

る標準賞与額については、申立人から提出された賞与支払明細書、臨時給与支払明細書及びB社から提出された賃金台帳において確認できる賞与額及び保険料控除額から、17年12月9日は6万2,000円、18年2月28日は3万7,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、B社総務部の事務担当者は、「申立てどおりの届出を行ったか否かは不明である。しかしながら、平成17年12月9日及び18年2月28日の賞与に係る社会保険事務所（当時）からの決定（確認）通知書が無く、また、社会保険料の納付が確認できる当社の経理通帳において、当該賞与に係る厚生年金保険料の引き落としの記録が無いことを確認しており、同保険料の納付は行っていない。」旨回答していることから、社会保険事務所は、申立人に係る17年12月9日及び18年2月28日の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立期間のうち、平成20年2月から同年8月までの期間について、標準報酬月額決定の基礎となる19年4月から同年6月までは標準報酬月額34万円に相当する報酬月額が事業主により申立人へ支払われていたと認められることから、申立人のA社における標準報酬月額に係る記録を20年2月から同年8月までは34万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和32年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和61年5月から平成20年8月まで

私がA社から受け取っていた給与額は、社会保険庁(当時)から送付されたねんきん定期便に記載されている標準報酬月額より高額であったので、正当な標準報酬月額となるよう記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和61年5月から平成20年8月までの期間に係る年金記録の確認を求めているが、あっせんの根拠となる法律の適用については、特例的に、厚生年金保険の保険料徴収権が時効により消滅した期間のうち、申立日において保険料徴収権が時効により消滅していた期間については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「厚生年金特例法」という。)を、その他の期間については、厚生年金保険法を適用する、という厚生労働省の見解が示されたことを踏まえて、当委員会では、上記各期間において、その期間に適用される法律に基づき記録訂正が認められるかを判断することとしている。

申立期間のうち、昭和61年5月から平成20年1月までの期間については、本件申立日において保険料徴収権が時効により消滅していた期間であるから、厚生年金特例法を、同年2月から同年8月までの期間については、本件申立日において保険料徴収権が時効により消滅していない期間であるから、厚生年金保険法を適用する。

申立人は、申立期間の標準報酬月額の相違について申し立てしているところ、

申立期間のうち、平成 20 年 2 月から同年 8 月までの期間に係る標準報酬月額については、オンライン記録によると、30 万円と記録されている。しかし、申立人から提出された給与明細書及び事業主から提出された源泉徴収簿によると、標準報酬月額の決定の基礎となる 19 年 4 月から同年 6 月までは、標準報酬月額 34 万円に相当する報酬月額が事業主により申立人へ支払われていたことが確認できる。

したがって、申立人の A 社における標準報酬月額を平成 20 年 2 月から同年 8 月までは 34 万円に訂正することが必要である。

申立期間のうち、昭和 61 年 5 月から平成 20 年 1 月までの期間について、厚生年金特例法に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人から提出された給与明細書で確認できる昭和 61 年 5 月から同年 10 月までの期間、同年 12 月から 62 年 7 月までの期間、同年 9 月から平成 14 年 12 月までの期間、15 年 11 月から 19 年 10 月までの期間、同年 12 月及び 20 年 1 月については、申立人の報酬月額は、オンライン記録上の標準報酬月額より高額であることが確認できるものの、給与から控除された厚生年金保険料額に基づく標準報酬月額は、オンライン記録上の標準報酬月額と一致していることが確認できることから、当該給与明細書で確認できる期間については、厚生年金特例法による保険給付の対象に当たらないため、あつせんは行わない。

一方、申立期間のうち、申立人から給与明細書の提出が無い昭和 61 年 11 月、62 年 8 月、平成 15 年 1 月から同年 10 月までの期間及び 19 年 11 月について、同年 11 月は、事業主から提出された源泉徴収簿により、報酬月額はオンライン記録上の標準報酬月額より高額であるが、保険料控除額に基づく標準報酬月額は、オンライン記録上の標準報酬月額と一致していることが確認できる上、申立期間のごく一部である当該給与明細書の提出が無い期間についてのみ、給与から控除された厚生年金保険料額に基づく標準報酬月額がオンライン記録の標準報酬月額より高額であったとは考え難いことから判断すると、申立人が当該期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準報酬月額記録については、当該期間のうち、昭和45年1月から同年6月までの期間は4万5,000円、同年7月から同年9月までの期間は4万8,000円、46年1月から同年12月までの期間は6万円、47年1月から同年3月までの期間は6万4,000円、48年10月及び同年11月は9万8,000円、同年12月から49年6月までの期間は9万2,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和44年9月から同年12月15日まで
② 昭和44年12月15日から50年7月1日まで
③ 昭和50年7月1日から同年9月1日まで

申立期間①について、A社には昭和44年9月から勤務していたが、厚生年金保険への加入記録が同年12月15日からになっているので、厚生年金保険の記録を訂正してほしい。

また、申立期間②について、オンライン記録の標準報酬月額と給与明細書に記載されている給与額を照合したところ、標準報酬月額に誤りが有ることが分かった。不正に下げられたと思われる部分が有るので、適正な標準報酬月額に訂正してほしい。

さらに、申立期間③について、B社には昭和50年7月1日から在籍していたが、厚生年金保険の加入記録が同年9月1日からになっているので、厚生年金保険の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間②について、申立人は、申立期間の標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する

法律（以下「特例法」という。）に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の標準報酬月額については、申立人から提出された給与明細書において確認できる厚生年金保険料控除額から、昭和45年1月から同年6月までの期間は4万5,000円、同年7月から同年9月までの期間は4万8,000円、46年1月から同年12月までの期間は6万円、47年1月から同年3月までの期間は6万4,000円、48年10月及び同年11月は9万8,000円、同年12月から49年6月までの期間は9万2,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、「申立期間②当時の資料が何も残っていないので分からない。」と回答しているが、昭和45年1月から同年9月までの期間、46年1月から47年3月までの期間及び48年10月から49年6月までの期間について、給与明細書において確認できる保険料控除額に見合う標準報酬月額と社会保険事務所（当時）で記録されている標準報酬月額が長期にわたり一致していないことから、当該期間について、社会保険事務所の記録どおりの届出が事業主から行われ、その結果、社会保険事務所は、上記訂正後の標準報酬月額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間②のうち、昭和44年12月、45年10月から同年12月までの期間、47年4月から48年9月までの期間及び49年7月から50年6月までの期間については、申立人から提出された給与明細書により、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額のいずれか低い方の額が、オンライン記録により確認できる標準報酬月額より低額、又は一致していることが確認できることから、特例法による保険給付の対象に当たらないため、あつせんは行わない。

申立期間①について、申立人から提出された給与明細書から、申立人が申立期間を含む昭和44年9月3日から50年6月までA社に勤務していたことが認められる。

しかしながら、昭和44年9月から同年11月までの給与明細書から、申立期間①について、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていなかったことが確認できる。

申立期間③について、申立人から提出された昭和50年7月1日付けの約定書から、申立人が申立期間において、B社に在籍していたことが確認できる。

しかしながら、B社の元役員は、「引き抜きや紹介で入社してきた者は、厚生年金保険にすぐに加入させていたが、それ以外の者は、3か月ぐらい正社員

ではなく、その期間同保険には加入させていなかった。」と供述している上、同社からの誘い、あるいは人からの紹介で入社したという同僚3人は、全員、「入社してすぐに厚生年金保険に加入した。」と供述しているものの、ほかの同僚3人はそれぞれ、「同社には試用期間が有り、入社後3か月してから厚生年金保険に加入した。ほかの人も同じだと思う。」、「私は入社後1か月してから厚生年金保険に加入した。普通、数か月してから加入すると思う。」と供述しているところ、申立人は、「入社はいきさつは、同社からの誘いではなく、自分から話をして契約書を交わした。」としている。

また、前述の同僚及び元役員は、「厚生年金保険と雇用保険は同時に加入した。」旨の供述をしているところ、申立人の雇用保険被保険者記録は、オンライン記録と一致しており、申立期間③当時の同保険被保険者記録は確認できない。

さらに、申立人は、B社では、設計の業務に従事していたとしているが、「仕事は自宅で行っており、会社には打合せが有るときしか行っていない。」としており、申立人は、通常の労働者の勤務形態とは異なっていたことがうかがえる。

このほか、申立人の申立期間①及び③における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①及び③に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の船員保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人の船舶所有者A(B丸)における資格喪失日に係る記録を昭和43年11月29日に訂正し、同年8月の標準報酬月額を2万円、同年9月及び同年10月の標準報酬月額を3万3,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の船員保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和14年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和43年8月28日から同年11月29日まで

私は、昭和42年から43年にかけてA氏の所有するB丸に甲板員として乗船し、5月から7月までの期間はサケマス漁に、また8月のお盆頃から11月までの期間はサンマ漁に従事した。

年金記録を照会したところ、船員手帳に記録がある期間のうち、申立期間についてのみ船員保険の加入記録が無い。昭和43年11月中旬頃にサンマ漁を終え、地元であるC県のD港に戻るまで、途中の港でB丸を下船した覚えは無く、申立期間においてもそれまでと職務変更も無く勤務していたので、年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された船員手帳の雇入れ及び雇止めに関する記載内容に加え、申立期間における船長、通信長及び複数の同僚が「申立人は、B丸でのサンマ漁が終了し、D港に帰る昭和43年11月中旬頃まで甲板員として勤務していた。申立期間当時、D港から乗り組んだ船員の中に、途中の港で下船した者はおらず、漁が終了すると全員一緒に同港まで帰った。」旨供述していることから、申立人が申立期間においてA氏の所有する同船舶に乗り、甲板員として勤務していたものと認められる。

また、船舶所有者Aに係る船員保険被保険者名簿において、昭和43年のB

丸でのサンマ漁期に、船員保険被保険者資格を取得している 25 人のうち、申立人及び当該船舶での同被保険者資格喪失直後に他船舶において同被保険者資格を再取得している 2 人を除く 22 人は、少なくとも同漁期終了後の同年 11 月下旬まで同被保険者資格が継続している上、当該 22 人のうち、申立期間当時、申立人と同職種の甲板員であった同僚で、同被保険者名簿における資格喪失日が同年 11 月 29 日となっている 2 人の船員手帳記録は、同漁期に係る雇入年月日及び雇止年月日ともに、申立人の船員手帳記録と一致している。

さらに、申立期間当時の B 丸の船長は「申立期間当時の船舶所有者は、雇入れた船員についてはきちんと船員保険の加入手続をしており、他の船員から『乗船していたにもかかわらず船員保険の加入漏れがある。』旨の苦情を聞いたことは無いので、申立人については何らかのミスがあったとしか考えられない。」と供述している。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は、昭和 43 年 8 月 28 日から同年 11 月 29 日までの期間に係る船員保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、当該期間の標準報酬月額については、船舶所有者 A に係る船員保険被保険者名簿において、昭和 43 年 8 月 1 日に申立人と同職種である甲板員として船員保険被保険者資格を取得し、同年 11 月 29 日に同被保険者資格を喪失した同僚の標準報酬月額の記録から、同年 8 月は 2 万円、同年 9 月及び同年 10 月は 3 万 3,000 円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、当該船舶所有者は所在が分からず、回答を得ることができないため不明であり、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認められることから、申立期間に係る脱退手当金の支給の記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和27年10月1日から36年4月22日まで

年金の記録問題が騒がれるようになって記録を確認するため、社会保険事務所(当時)を訪れた際、A事業所で厚生年金保険に加入していた期間について脱退手当金を受け取った記録とされていることが分かった。

しかしながら、当時、脱退手当金の制度も知らなかった上、生活には困っていなかったため脱退手当金を請求するはずもなく、退職してから1年以上もたった後で受け取った記録とされているのは納得できない。詳細な調査の上、私の年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によると、申立人の脱退手当金は、A事業所での厚生年金保険被保険者資格喪失日から約1年1か月後の昭和37年5月23日に支給決定されたこととなっており、事業主が申立人の委任を受けて代理請求したとは考え難い。

また、申立人は昭和35年11月*日に婚姻しているところ、A事業所に係る申立人の健康保険厚生年金保険被保険者名簿及び厚生年金保険被保険者台帳記号番号払出簿の氏名は、変更処理がなされておらず、申立人が婚姻から約1年半を経過して、旧姓のまま脱退手当金を請求したとは考え難い。

さらに、前述の健康保険厚生年金保険被保険者名簿の申立人が記載されているページの女性従業員について脱退手当金の支給を意味する「脱」表示の有無を確認したところ、申立人以外の二人については同名簿に「脱」の表示があるものの、申立人の同名簿には「脱」表示が見当たらない上、当該二人のうち、一人はオンライン記録上、脱退手当金の支給記録が確認できないことから、A事業所に係る脱退手当金の支給に関する記録の管理が適正に行われたとは言い難

い。

これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給したとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B工場における資格取得日に係る記録を昭和25年6月10日に、資格喪失日に係る記録を同年9月10日に訂正し、申立期間に係る標準報酬月額を5,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和2年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和25年6月10日から同年9月10日まで

年金記録を確認した際、申立期間の加入履歴が無い旨の回答をもらったが、昭和24年11月1日からC県D市のA社E工場内にある技術研究所において1年間の研修を受けていたが、研修期間中に申立期間である25年6月10日から同年9月10日まで実習のため同期生とF県の同社B工場に異動し、再度、同社E工場内にある技術研究所に異動した。

私は、昭和22年11月に正社員として入社して以来、55年12月に退職するまで一度も会社を辞めたことは無く、年金記録に納得がいかない。詳しい調査の上、申立期間について厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録、A社本社人事労政部から提出された申立人の在籍証明書並びに同僚の厚生年金保険加入記録及び供述内容から判断すると、申立人は申立期間についても同社で継続勤務し(昭和25年6月10日に同社E工場から同社B工場に異動、同年9月10日に同社B工場から同社E工場に異動)、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立期間前後の社会保険事務所(当時)の記録から、5,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明としているが、仮に、事業主から申立人に係る被保険者資格取得届が提出された場合には、その後、被保険者資格喪失届も提出する機会があったこととなるが、いずれの機会においても社会保険事務所が当該届出を記録しないとは考え難いことから、事業主から社会保険事務所へ資格の得喪に係る届出は行われておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和25年6月から同年8月までの厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準報酬月額記録については、当該期間のうち、昭和53年9月及び同年10月は18万円、同年11月は19万円、同年12月から54年2月までは18万円、同年6月及び同年7月は19万円、同年8月は20万円、同年9月は19万円に訂正することが必要である。

なお、事業主が上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和20年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和53年9月から54年9月まで

A社で勤務していた申立期間について、厚生年金保険の加入記録を確認したところ、各月の標準報酬月額が17万円となっている。しかしながら、給与明細書のとおり、申立期間において実際に支給されていた給与の総額は17万円を上回っている月がある上、各月の給与から控除された厚生年金保険料に基づく標準報酬月額は17万円を上回っているため、標準報酬月額の記録を訂正してもらいたい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間のうち、昭和53年9月から54年2月までの期間及び同年6月から同年9月までの期間の標準報酬月額については、申立人から提出された給与明細書において確認できる報酬月額から、53年9月及び同年10月

は18万円、同年11月は19万円、同年12月から54年2月までは18万円、同年6月及び同年7月は19万円、同年8月は20万円、同年9月は19万円とすることが妥当である。

なお、申立人の当該期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、A社の事業主は不明と回答しており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が、申立てどおりの標準報酬月額に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

一方、前述の給与明細書によると、申立期間のうち、昭和54年3月から同年5月までの期間の各月については、事業主が控除していたと認められる厚生年金保険料額に基づく標準報酬月額はオンライン記録上の標準報酬月額を上回っているものの、報酬月額に基づく標準報酬月額は、オンライン記録上の同月額より低額であるか、又は一致していることから、特例法による保険給付の対象に当たらないため、あっせんは行わない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準報酬月額記録については、当該期間のうち、平成5年9月から7年8月までの期間は26万円、同年9月から8年1月までの期間は24万円、同年2月及び同年3月は26万円、同年4月及び同年5月は28万円、同年6月は26万円、同年7月は28万円、同年8月は22万円、同年9月から同年12月までの期間は26万円、9年1月は22万円、同年2月は24万円、同年3月は22万円、同年4月は26万円、同年5月は24万円、同年6月及び同年7月は26万円、同年8月は22万円、同年9月から11年9月までの期間は24万円、同年10月は22万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、平成5年9月から11年10月までの上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料(訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。)を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和13年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成元年10月1日から11年11月29日まで

私のA社での平成元年以降の手取り給与額は26万円くらいであったと記憶しているので、記録されている標準報酬月額は低すぎると思う。特に、平成10年5月から標準報酬月額が大幅に下がり、9万8,000円となっているが、給与額が20万円より下がったことは無いので、納得できない。調査の上、申立期間の標準報酬月額を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「特例法」という。)に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の標準報酬月額については、申立人から提出された給与

明細書において確認できる保険料控除額から、申立期間のうち、平成5年10月及び8年10月は26万円、同年4月、同年5月及び同年7月は28万円とすることが妥当である。また、当該明細書において確認できる報酬月額から、申立期間のうち、8年1月、9年2月、同年5月及び同年9月から同年11月までの期間は24万円、8年2月、同年3月、同年6月、同年9月、同年11月、同年12月、9年4月、同年6月及び同年7月は26万円、8年8月、9年1月、同年3月、同年8月及び11年10月は22万円とすることが妥当である。

さらに、平成5年9月、同年11月から7年12月までの期間及び9年12月から11年9月までの期間については、給与明細書が無く、当該月の報酬月額及び厚生年金保険料控除額が確認できない、又は当該明細書が有り当該月の報酬月額は確認できるものの当該月分の同保険料控除額が確認できない、若しくは当該月分の同保険料控除額は確認できるものの当該月の報酬月額が確認できないが、A社における当該期間の同僚については、当該期間について、その給与明細書から確認できる厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額は、同月額に係る社会保険事務所（当時）の記録より高額であることが確認できる。

これらを総合的に判断すると、申立期間のうち、平成5年9月、同年11月から7年12月までの期間及び9年12月から11年9月までの期間について、申立人は、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、当該期間の標準報酬月額に係る記録については、当該期間前後の月における申立人の給与明細書から確認できる報酬月額及び保険料控除額並びに当該明細書から特例法により認定され、妥当とされる前後の月における標準報酬月額から推認して、平成5年9月及び同年11月から7年8月までの期間は26万円、7年9月から同年12月までの期間及び9年12月から11年9月までの期間は24万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、当該事業所は既に適用事業所ではなくなっており、回答が得られないため不明であるものの、平成5年9月から11年10月までの期間について、給与明細書において確認できる報酬月額又は保険料控除額に基づく標準報酬月額と社会保険事務所で記録されている標準報酬月額が、長期にわたり一致していないことから、事業主は、給与明細書で確認できる報酬月額又は保険料控除額に基づく報酬月額を届け出ておらず、その結果、社会保険事務所は、当該報酬月額に基づく厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間のうち、平成元年10月から5年8月までの期間については、A社において厚生年金保険の被保険者資格を有する同僚のうち、申立人と入社時期は異なるが、年齢が近い複数の者の標準報酬月額を見ても、申立人の標準報酬月額の適否を判断することはできない上、申立人は、同社における当該期

間に係る給与明細書又は源泉徴収票を所持していないことから、実際の報酬月額や厚生年金保険料の控除額を確認することができない。

さらに、A社は、平成11年11月29日に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっている上、申立期間当時の事業主も既に死亡していることから、当該期間に係る申立人の報酬月額や厚生年金保険料控除額が確認できる関連資料及び供述を得ることができない。

このほか、申立人の平成元年10月から5年8月までの期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間のうち、平成元年10月から5年8月までの期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

香川国民年金 事案 403

第1 委員会の結論

申立人の昭和 62 年 10 月から平成 4 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 38 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 62 年 10 月から平成 4 年 3 月まで

国民年金保険料の納付記録を照会したところ、申立期間に係る保険料納付の事実が確認できないとの回答を受けたが納得できない。

昭和 62 年 10 月に勤務していた事業所を退職後、すぐに結婚した。誰が、いつ、どこで国民年金の加入手続をしたかは覚えていないが、実家の両親は国民年金保険料を全て納付しており、年金保険料等はきちんと納付しなければいけないという環境で育ち、私の退職前に結婚した姉も、同じ事業所を退職した 58 年 10 月から納付記録があるのに、私だけ納付していないということは納得できない。

また、結婚後、夫が国民年金制度に無関心で保険料を納付していないことが嫌で、何度も推進員が自宅に勧誘に来ており、私も何度も夫を説得して夫にも納付させるようにしたので、夫を説得していた私が夫と同じ平成 4 年 4 月からしか納付していないということはある得ない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は、その前後の払出状況から、平成 3 年 11 月頃に夫婦連番で払い出されており、申立人は、同年 11 月頃に夫婦同時に加入手続をしたものと考えられ、当該払出時点では、申立期間の一部は時効により納付することができない上、ほかに別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらない。

また、申立期間について、申立人の夫も未納であり、申立期間の一部は過年度及び現年度により納付が可能であるが、A 市の国民年金検認状況一覧表から、当該期間の保険料を現年度納付した形跡は確認できない上、申立人は過年度納付に係る記憶は無いとしている。

さらに、申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無い上、申立人の申立期間に係る保険料納付に関する記憶は曖昧であり、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

香川厚生年金 事案 691

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 23 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 12 年 10 月から 13 年 7 月まで

私は、A社に平成 12 年 10 月 23 日に入社し、入社時の給与が、基本給 13 万 6,000 円、家族手当 1 万 4,000 円の合計 15 万円だったにもかかわらず、申立期間の標準報酬月額が 13 万 4,000 円となっているので、調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のうちいずれか低い方の額を認定し、記録訂正の適否を判断することとなる。

A社から提出された「各種手当等支給開始申請書」及び「平成 13 年分給与所得に対する所得税源泉徴収簿」を見ると、家族手当 1 万 4,000 円は 13 年 2 月から支給されており、申立人が入社した 12 年 10 月から 13 年 1 月までの期間に係る給与（報酬月額）は、基本給のみの 13 万 6,000 円であったものと考えられるが、同年 2 月から同年 4 月までの期間に係る給与は 15 万円、同年 5 月の給与は 15 万 1,800 円、同年 6 月及び同年 7 月の給与は 15 万 900 円であったことが確認できる。

しかしながら、「平成 12 年分の所得税の確定申告書」に記載された社会保険料控除額は、申立人がA社に勤務する前の同年 8 月 31 日に退社した会社が発行した「12 年分の給与所得の源泉徴収票」における社会保険料控除額、同

年9月分の国民年金保険料額及び健康保険任意継続保険料額、12年中に同社から申立人に支給された給与額に見合う雇用保険料額、並びにオンライン記録上の標準報酬月額13万4,000円に基づく同年10月分及び同年11月分に係る厚生年金保険料額、健康保険料額及び介護保険料額の合計額とおおむね一致していることが確認できる。

また、同じく申立人から提出された「平成13年分の所得税の確定申告書A」及びA社から提出された「13年分給与所得に対する所得税源泉徴収簿」における社会保険料控除額は、同社から支給された給与額（賞与額を含む。）に基づく雇用保険料額、オンライン記録における申立人の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料額、健康保険料額及び介護保険料額、並びに同社から支給された賞与額に基づく特別保険料額の合計額と一致していることが確認できる。

これらを併せて判断すると、事業主は、オンライン記録上の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を申立人の給与から控除していたものと推認できる。

また、A社から提出された申立人の厚生年金保険被保険者資格取得時に係る「健康保険厚生年金保険被保険者資格取得確認および標準報酬決定通知書」、及び平成13年8月1日に行われた随時改定時の「健康保険厚生年金保険被保険者標準報酬改定通知書」により、申立期間において、事業所から社会保険事務所（当時）に届出された申立人の標準報酬月額は、13万4,000円で、オンライン記録と一致する。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 36 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 58 年 7 月 21 日から 59 年 1 月 1 日まで

私は、昭和 58 年 7 月 21 日から A 社で勤務していたにもかかわらず、同社における厚生年金保険被保険者資格の取得日は、59 年 1 月 1 日となっている。

申立期間において、給与から厚生年金保険料が控除されていたか否かについての記憶は無いが、何か月も健康保険証を所持していなかったとは考えられないので、当該期間について、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の雇用保険の被保険者記録及び同僚の供述から、申立人が A 社において、昭和 58 年 7 月 21 日から勤務していたことが認められる。

しかしながら、事業所番号等索引簿により、A 社が厚生年金保険の適用事業所に該当したのは、昭和 59 年 1 月 1 日であることが確認でき、申立人を含めた 7 人が同日付けで同保険被保険者資格を取得しているところ、当該同僚のうち 1 人は、「私は 58 年 12 月頃に入社したが、実質的な勤務は 59 年 1 月からであった。最初にもらった給与の際、『今月から年金に加入した。』旨の話を聞いたことがある。」と供述している。

また、A 社は、「当社が厚生年金保険の適用事業所となる前に、従業員の給与から厚生年金保険料を控除していたか否かは、申立期間当時の関連資料が無いので分からない。」旨回答しているものの、供述を得られた同僚の一人は、「給与から厚生年金保険料が控除されていたかどうかについて、明確な記憶は無いが、申立期間当時、帳簿関係を会計事務所に見てもらっており、間違いがあれば指摘されたと思うので、適用事業所となる前に厚生年金保険

料は控除されていないと思う。」と供述している上、当該会計事務所は、「申立期間当時、各従業員の給与から控除されていた金額の詳細は分からないものの、社会保険料としての預り金の記録が残っており、当該記録は、昭和59年1月は4,477円のみであるが、同年2月は急に増加して、3万9,610円、4万7,030円及び4,477円の合計9万1,117円となっている。」と回答しているところ、当該金額のうち、3万9,610円及び4万7,030円は、同社において、59年1月1日に被保険者資格を取得している7人に係る標準報酬月額に基づく健康保険料及び厚生年金保険料の合計額と、それぞれ一致していることから判断すると、申立期間において、給与から厚生年金保険料は控除されていなかったものと推認できる。

さらに、申立人と同じくA社が厚生年金保険の適用事業所に該当した昭和59年1月1日に、同保険被保険者資格を取得している同僚6人のうち1人は、「私は、同社が設立された58年6月から働いていた。」と供述しているところ、当該同僚は、前職に係る厚生年金保険被保険者資格を58年6月1日に喪失後、健康保険を任意継続していることが確認できる。

加えて、申立人と同様に昭和59年1月1日にA社において、厚生年金保険被保険者資格を取得している申立人を含む同僚7人の健康保険厚生年金保険被保険者原票の記録に不自然な点は見当たらない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 36 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 58 年 6 月 27 日から 59 年 1 月 1 日まで

私は、昭和 58 年 6 月 27 日から A 社で勤務していたにもかかわらず、同社における厚生年金保険被保険者資格の取得日は、59 年 1 月 1 日となっている。

申立期間において、給与から厚生年金保険料が控除されていたか否かについての記憶は無いが、健康保険証を使い通院していた記憶があるので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 58 年 6 月 27 日から A 社で勤務していたと主張しているところ、同社の同僚も申立人が同年 6 月頃から勤務していたことを供述している上、申立人の雇用保険の被保険者記録において、同社に係る記録は、同年 6 月 28 日からとなっていることから、同日から同社で勤務していたことが認められる。

しかしながら、事業所番号等索引簿により、A 社が厚生年金保険の適用事業所に該当したのは、昭和 59 年 1 月 1 日であることが確認でき、申立人を含めた 7 人が同日付けで同保険被保険者資格を取得しているところ、当該同僚のうち 1 人は、「私は 58 年 12 月頃に入社したが、実質的な勤務は 59 年 1 月からであった。最初にもらった給与の際、『今月から年金に加入した。』旨の話を聞いたことがある。」と供述している。

また、A 社は、「当社が厚生年金保険の適用事業所となる前に、従業員の給与から厚生年金保険料を控除していたか否かは、申立期間当時の関連資料が無いので分からない。」旨回答しているものの、供述を得られた同僚の一人は、「給与から厚生年金保険料が控除されていたかどうかについて、明確

な記憶は無いが、申立期間当時、帳簿関係を会計事務所に見てもらっており、間違いがあれば指摘されたと思うので、適用事業所となる前に厚生年金保険料は控除されていないと思う。」と供述している上、当該会計事務所は、「申立期間当時、各従業員の給与から控除されていた金額の詳細は分からないものの、社会保険料としての預り金の記録が残っており、当該記録は、昭和59年1月は4,477円のみであるが、同年2月は急に増加して、3万9,610円、4万7,030円及び4,477円の合計9万1,117円となっている。」と回答しているところ、当該金額のうち、3万9,610円及び4万7,030円は、同社において、59年1月1日に被保険者資格を取得している7人に係る標準報酬月額に基づく健康保険料及び厚生年金保険料の合計額と、それぞれ一致していることから判断すると、申立期間において、給与から厚生年金保険料は控除されていなかったものと推認できる。

さらに、申立人と同じくA社が厚生年金保険の適用事業所に該当した昭和59年1月1日に、同保険被保険者資格を取得している同僚6人のうち1人は、「私は、同社が設立された58年6月から働いていた。」と供述しているところ、当該同僚は、前職に係る厚生年金保険被保険者資格を58年6月1日に喪失後、健康保険を任意継続していることが確認できる。

加えて、申立人と同様に昭和59年1月1日にA社において、厚生年金保険被保険者資格を取得している申立人を含む同僚7人の健康保険厚生年金保険被保険者原票の記録に不自然な点は見当たらない。

また、申立人は、「申立期間当時、A社に係る健康保険証を使用して、同社近隣の内科に通院していた。」と主張しているところ、当該内科から提出された申立人に係る診療記録によれば、申立人の当該内科における受診日は、同社における厚生年金保険被保険者資格喪失後の昭和59年5月9日及び61年6月26日から同年6月30日までの期間であり、いずれも他の事業所に係る被保険者証での受診歴となっており、申立期間における受診歴は確認できない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 44 年 10 月から 45 年 3 月まで
② 昭和 48 年 10 月から 49 年 3 月まで

私が勤務していたA社では、昭和 55 年頃までは、1 月と 7 月の年 2 回の昇給が有り、給料が下がることはなかったにもかかわらず、申立期間①及び②の標準報酬月額が従来標準報酬月額に比べて低い額になっているので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、A社における昭和 44 年 10 月から 45 年 3 月までの期間及び 48 年 10 月から 49 年 3 月までの期間の標準報酬月額が、それぞれ従前の標準報酬月額より低額になっていることについて、申立期間当時、同社では毎年 2 回昇給が行われていたことから不自然であるとして申し立てている。

しかしながら、申立期間当時のA社における厚生年金保険被保険者の標準報酬月額の推移を見ると、昭和 44 年 10 月の定時決定時においては、17 人のうち、申立人を含む 7 人の標準報酬月額が従前の標準報酬月額より低額になっており、48 年 10 月の定時決定時においては、14 人のうち、申立人を含む 2 人が従前の標準報酬月額より低額、4 人が従前の標準報酬月額と変わらない記録になっていることが確認でき、申立人の標準報酬月額のみが同僚の取扱いと異なり低額であるという事情は見当たらない。

また、A社は、申立期間①及び②に係る給与額や厚生年金保険料の控除額が分かる賃金台帳等の資料を保有していないことから、申立人の申立期間の報酬月額や保険料控除額について確認することができない上、同社の現在の経理担当者及び申立期間当時の元経理担当者は、「実際に支給された給与額を正しく届け出ており、標準報酬月額に基づいた保険料を控除している。」

旨供述している。

さらに、当時の同僚からは、実際に支給された給与額とオンライン記録上の標準報酬月額が相違しているという供述が得られず、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票を確認しても、申立人の標準報酬月額等の記載内容に不備は無く、オンライン記録とも一致しており、加えて、遡って標準報酬月額の訂正が行われた形跡も無い。

このほか、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除が確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

香川厚生年金 事案 700 (事案 92 の再申立て)

第 1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第 2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 24 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 43 年頃から 44 年頃まで

香川地方第三者委員会事務室から平成 20 年 9 月 10 日付けで、「年金記録に係る確認申立てについて (通知)」により、私の申立てが認められないとの通知を受けたが、申立期間当時、A 社で一緒に勤務していた同僚が厚生年金保険に加入しており、私の加入記録が無いことにどうしても納得できないので、再度、詳細な調査の上、申立期間について厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第 3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、A 社で一緒にフロント係をしていた同僚の証言から、期間の特定はできないものの、申立人が申立期間当時、同社に勤務していたことは推認できるが、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書、所得税源泉徴収票等の資料は無いこと、同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票に欠番は見られないことに加えて、申立期間当時の上司は死亡しており、申立期間当時の事情は確認できないことなどから、既に当委員会の決定に基づき、平成 20 年 9 月 10 日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回、申立人は、A 社で一緒に勤務した同僚が厚生年金保険に加入していることから、当委員会の決定に納得できないと主張しているが、申立期間当時の同社の複数の同僚について、B 労働局から提出された「雇用保険被保険者資格取得届出確認照会回答書」によると、事業所名称は記載されていないものの、全員に同一の事業所番号が記載されており、申立人の雇用保険加入記録においても、当該事業所番号が記載されていることから、申立人と同僚の勤務先事業所は同一であったと認められるものの、申立人の失業保険被保

険者期間は、昭和43年1月21日から同年6月27日までであったことが確認できる上、複数の同僚が、「申立人は、同社が社会保険に加入した同年10月より以前に退社した。」旨供述していることから、申立人が同社に勤務したのは、申立期間のうち、同社が厚生年金保険の適用事業所に該当する以前の43年1月21日から同年6月27日までの期間であると判断できる。

また、申立人から新たな資料の提出は無く、そのほかに当委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情も見当たらない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

香川厚生年金 事案 703

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 34 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 55 年 3 月頃から 57 年 6 月末頃まで

私は、A社が所有するビルの4階で本屋を営んでいたB社のオープンスタッフとして、開店1か月ほど前の昭和 55 年 3 月頃から 57 年 6 月末頃まで正社員としてフルタイムで働いていたが、厚生年金保険の記録が無いので、調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の被保険者記録及び同僚の供述から、申立人は、申立期間当時、B社に勤務していたことが認められる。

しかしながら、オンライン記録において、B社（「C事業所」、「D事業所」を含む。）は、厚生年金保険の適用事業所としての記録が確認できない。

また、申立人が記憶しているB社に勤務していた複数の同僚について、オンライン記録を確認したところ、申立期間に係る厚生年金保険の被保険者記録は確認できない上、当該同僚のうちの一人は、「入社の際、厚生年金保険の加入に関する説明は無かったので、同保険には加入しておらず、給与からも厚生年金保険料は控除されていなかったと思う。」と供述している。

なお、B社の店長は、A社の社員を兼務していたことから、同社における厚生年金保険の加入記録は確認できるが、申立人を含む複数の同僚については、同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票において、氏名を確認することができない。

さらに、B社は、平成元年12月3日に解散しており、事業主は既に死亡していることから、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び供述を得ることはできない。

このほか、申立人に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資

料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。